

京都市告示第 320 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成21年11月17日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成21年11月24日（火）、25日（水）及び
26日（木）

（歴史資料館）